4月1日以降、ご注意ください

上岩崎公園北側(徳倉)駐車場が移転します

上岩崎公園北側(徳倉)の駐車場は、3月31日(材で使用できなくなります。4月1日(金)以降は、駐車場を右図の場所へ移転します。また、移転後の駐車場はしばらくの間、未舗装(砕石敷)となります。なお、利用可能な時間(午前8時30分~午後5時※上岩崎プール開場時は午後6時まで)に変更はありません。

問合せ 水と緑の課(25983-2643)





受講生の皆さんの意見を聞き、これからの三島を一緒に考えてみませんか

女性まちづくり講座 中間発表会を開催します

女性が政策・方針決定の場へ参画するため、また自 分自身をステップアップさせ、地域のリーダーになる ことを目的に、意識の高揚や必要な知識、技法を身に つけるための連続講座を実施しています。平成27年6 月から取り組んできた受講生が中間発表を行います。 ぜひ、ご参加ください。

とき 3月25日 金午後1時~4時30分

ところ 消防庁舎3階会議室

出席者 受講生 7 グループ17人、市長、副市長、教育 長、市の関係部課長 申込み・問合せ 3月23日州までに、電話または電子 メールで、政策企画課(☎983-2616、図 seisaku@ city.mishima.shizuoka.jp)へ。



▲発表の様子

発表時間	グループテーマ	内容
午後1時10分	①アクティブシニアのからだづくり-三島発 ストップ ザ ロコモー	シニアの健康増進、口コモティブ予防
午後1時35分	②子育て支援(保育支援)病児・病後児保育・障害児保育支援等	子育て支援のさらなる充実
午後2時	③いのち・ひと・こころを育むプロジェクト	道徳教育の充実
午後2時25分	④ワースト 1 からの脱出「ごみの減量」国際環境都市へ	ごみ排出量県内ワースト 1 脱却にむけた提案
午後2時55分	⑤子どもの育ちで家族をつなぐ 地域をつなぐ、アートスタート、 女性のワーク・ライフ・バランス、「家族力検定」など	アートスタート、ワーク・ライフ・バランスに 関するセミナー開催、事業主への働きかけ
午後3時20分	⑥いいじゃん!みしま~三島再発見~	市民にもっと三島のよいところを知ってほしい
午後3時45分	⑦ (仮) 効果的な情報発信手段の検討、データベース化について	広報・ホームページ以外の情報発信手段検討

※各グループの開始予定時間は、質疑応答時間の都合などで前後することがあります。

若竹色の助成券(平成27年度分)の有効期限は3月31日まで。期限切れにご注意を!

平成28年度高齢者バス等利用助成券の受け付けが始まります

市内を運行するバスや伊豆箱根鉄道駿豆線乗車時に、 1乗車100円分として利用できる助成券を、1年に1 回、30枚交付します。

対象 平成29年3月31日時点で70歳以上になる市内在 住の人(昭和22年3月31日以前に生まれた人)

※平成28年4月1日現在、三島市に住民登録のある人 持ち物 官公署が発行する身分証明書(保険証、運転免 許証など)※代理申請の場合は、利用者と代理人双方 の身分証明書が必要(代理人は同居の家族に限る)

利用できる交通機関

バス せせらぎ号、なかざと号、きたうえ号、ふれ あい号、伊豆箱根バス、富士急バス、沼津登山東 海バス

鉄道 伊豆箱根鉄道駿豆線

注意事項 ▶新しい助成券はびわ色です。平成27年度 の若竹色の券は4月1日以降使用できません。▶受 付開始から1週間程度は混雑が予想されます。時間 に余裕を持ってお越しください。▶駐車場が混雑します。公共交通機関の利用にご協力ください。

受付場所 • 日時

市役所長寿介護課

受付開始 4月8日金

受付日時 月曜~金曜日、午前8時30分~午後5時15分

中郷文化プラザ

受付開始 4月12日伙(専用窓口:4月12日・13日) **受付日時** 火曜~金曜日、午前9時~午後5時

北上文化プラザ

受付開始 4月14日休(専用窓口:4月14日・15日) **受付日時** 月曜〜金曜日、午前9時〜午後5時

錦田公民館

受付開始 4月18日(月) (専用窓口: 4月18日・19日) **受付日時** 月曜~金曜日、午前9時~午後5時

坂公民館

受付開始 4月20日(水)

受付日時 月曜~金曜日、午前9時~午後5時 ※専用窓口開設日以降も申請は可能です。

問合せ 長寿介護課 (☎983-2609)

20歳以上の学生で国民年金保険料の納付が困難な場合、在学中の保険料納付が猶予されます 国民年金の学生納付特例申請をお忘れなく

新規で学生納付特例を希望する場合

受付期間 4月1日~平成29年4月末日 申請場所 保険年金課国民年金係(市役所本館1階) 対象 学校教育法で定める大学(大学院)、短期大学、 高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校など に在学中の学生(定時制、夜間部、通信課程含む) 納付特例対象期間 平成28年4月~平成29年3月分 ※10年間のうちに保険料を納付(追納)できますが、 承認を受けた年度の翌年度から起算して、3年度目 以降に追納する場合、一定の加算額が加わります。

持ち物

- 年金手帳または国民年金保険料納付書
- ・学生証(表裏コピー可)または在学証明書(原本)
- ・認め印 (代理申請の場合)
- ・前年就業していた場合、雇用保険被保険者離職票、 または雇用保険受給資格者証の写し

※郵送でも申請できます。(申請書は市ホームページからダウンロード可)

継続して学生納付特例を希望する場合

平成27年度に学生納付特例が承認された人で、平成28年度も在学中の場合、4月上旬に、はがき形式の申請書が送付され、これを返送するだけで申請手続きができます。

※平成28年度から納付を希望する人は、三島年金事務 所(☎973-1444) へご連絡ください。

3月に卒業後、国民年金保険料の 納付が困難な場合

平成28年4月~6月分の免除申請ができます。

受付期間 4月1日~7月末日

申請場所 保険年金課国民年金係(市役所本館1階) 持ち物

- ・年金手帳または国民年金保険料納付書
- ・認め印(代理申請の場合)

問合せ 保険年金課 (四983-2606)